熊本県保育士等キャリアアップ研修指定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月 1日雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)において定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の6に規定する研修実施機関の指定について、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(研修実施機関の指定要件)

- 第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定する ことができるものとする。
 - (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修 の実績を有する非営利団体であること。
 - (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有するものであること。
 - (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、事業の収支を明らかに する書類を整備することができること。
 - (4) 実施する研修が、次の要件を満たしていること。
 - ア 研修内容等、研修修了の評価、研修修了の情報管理等について、ガイドラインに沿ったものであること。
 - イ 研修は、原則として第4条の規定による指定を受けた年度内に全て実施すること。
 - イ 研修会場は、原則として熊本県内であること。
 - ウ 研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が参加しやすいよう配慮されていること。
 - エ 受講者の本人確認、受講管理等が適切に行われること。
 - オ 事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修 の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定しておくこと。
 - カ オンライン配信による研修を実施する場合は、別紙「熊本県保育士等キャリアアップ研修のオンライン配信による実施について」の実施要件を満たしていること。
 - (5)研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を 行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとす る。

(指定の申請)

- 第3条 研修実施機関として指定を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、 研修実施予定日の2か月前までに、「保育士等キャリアアップ研修指定申請書(様式 第1号)」に次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画
 - (2) 研修カリキュラム

- (3) 講師に関する書類
- (4) オンライン研修実施計画書(オンライン配信による実施の場合)

(指定の通知)

- 第4条 知事は、申請者及び事業の内容を審査し、第2条に規定する研修実施機関の 指定要件を満たしていると認められる場合、「保育士等キャリアアップ研修指定通知 書(様式第2号)」により指定を行う。
- 2 知事は、申請の内容がガイドライン及びこの要項に定める要件を満たさないとき は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないと きは、指定しないことができる。
- 3 知事は、前条の規定による指定の申請があったときは、必要に応じて、申請内容に ついて、申請者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができ る。

(指定の効力)

- 第5条 前条の規定による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。
- 2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、研修実施 予定日の2か月前までに、「保育士キャリアアップ研修指定内容更新届出書(様式第 3号)」に次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (1)事業計画
 - (2) 研修カリキュラム
 - (3)講師に関する書類
 - (4) オンライン研修実施計画書(オンライン配信による実施の場合)
- 3 前項の規定による「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」に記載された事業の内容がガイドライン及びこの要項に定める要件を満たしていない場合、 当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(変更等の届出)

- 第6条 研修実施機関は、第3条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、 「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書(様式第4号)」を提出しなけれ ばならない。
- 2 研修実施機関は、研修を中止したときには、「保育士等キャリアアップ研修中止届 出書(様式第5号)」を10日以内に提出しなければならない。

(修了証の交付)

- 第7条 研修実施機関は、研修終了後速やかに、研修修了者に対し、「修了証(様式第6号)」交付しなければならない。
- 2 研修修了者が、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。
- 3 研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更及び修了証の紛失等の申し出があった 場合には、修了証の再発行を行うものとする。

(研修修了者名簿の提出)

- 第8条 研修実施機関は、修了証の交付後速やかに、「保育士等キャリアアップ研修実 績報告書(様式第7号)」に、研修修了者に係る次の事項を記載した「研修修了者名 簿(様式第8号)」を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名、生年月日、住所
 - (2) 保育士登録番号(保育士の場合に限る)
 - (3) 勤務先施設の名称及び所在市町村名(現に保育所等で勤務している者に限る)
 - (4) 修了した研修分野名
 - (5) 修了証番号
 - (6) 修了年月日
- 2 前項各号に掲げる事項を他都道府県及び市町村に情報提供することについて、受講申し込み時に受講希望者本人から同意を得るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 研修実施機関は、研修を実施する上で知り得た受講者の秘密の保持に留意し、 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないよう、適切 に管理しなければならない。

(調査及び指導)

- 第10条 知事は、研修実施機関に対し、必要があると認めるときは、事業に関する報告及びこれに係る書類の提出を求めるとともに、実地に検査を行うことができる。
- 2 知事は、研修の実施等に関して、適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善の指導を行うことができる。
- 3 知事は、前項における指導を行ったときは、改善が認められるまで、一時的に研修を中止するよう指示することができる。

(指定の取消し)

- 第11条 知事は、研修実施機関が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消す ことができる。
 - (1)ガイドライン及びこの要項に定める要件に適合しなくなったとき
 - (2) 指定の申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき
 - (3) 事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき
 - (4) 事業の実施に際し、不正な行為があったとき
 - (5) 前条第2項に定める改善指導に従わないとき
 - (6) その他研修実施機関として不適切と判断されるとき

附則

この要項は、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年2月28日から施行する。

熊本県保育士等キャリアアップ研修のオンライン配信による実施について

1 実施方法及び実施要件

- (1)ライブ形式
 - ア Web会議システム等を使用した双方向通信によるものに限る。
 - イ 受講者に対して、通信環境の確認及びWeb会議システム等の接続・操作 テストを事前に実施すること。なお、集合型研修において講師がライブ形式 により講義を実施する場合も同様とする。
 - ウ Webカメラ等により本人確認及び研修受講確認を行うこと。
 - エ 演習やグループ討議等を組み合わせ、集合型研修と同等の質の研修であること。
 - オ 原則、集合研修及び各園での受講とする。ただし、園で受講できないやむ を得ない事由がある場合に限り、自宅での受講を認める。
- (2) オンデマンド形式
 - ア 個人 I D 及びパスワードの発行等による本人確認を行うこと。
 - イ 講義動画の視聴ログ管理や早回し制限機能等を有する学習管理システムを 導入すること。なお、視聴ログ管理機能は必須とする。
 - ウ 映像を視聴していることを前提とした確認テストやレポートを課し、受講者の視聴を確認できる工夫をすること。
 - エ 原則、集合研修及び各園での受講とする。ただし、園で受講できないやむ を得ない事由がある場合に限り、自宅での受講を認める。

2 留意事項

- (1)集合型研修と同等の質の研修を担保すること。
- (2) 受講確認を担保するための不正防止対策を講じること。
- (3) 受講場所は、原則として熊本県内であること。
- (4) 保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究(平成30年度厚生労働省委託事業)における「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ」(平成31年1月9日)」及び「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ(平成31年3月13日)」を参考にすること。